

常勤役員退任慰労金等規程

- 第 1 条 この規程は、学校法人関西医療学園（以下「学園」という。）の常勤役員の退任慰労金及び報労金について、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第 2 条 前条の常勤役員とは、学園役員報酬規程第 2 条第 2 号に定める者をいう。
- 第 3 条 退任慰労金は、常勤役員が退任又は在任中死亡したときにこれを支給する。ただし、不正その他自己の責に帰すべき事由により退任する場合は、その限りでない。
- 第 4 条 退任慰労金は、慰労金の基準額を退任時の俸給月額とし、これに在任期間（1 年未満の端数月日は切捨てる。）に対応する支給率を乗じて得た額とする。ただし、理事長については別に定めるものとする。
- 2 支給率は、国家公務員退職手当法に準ずる。
- 第 5 条 報労金は、在任中特に功労のあった者、あるいは在任中死亡した者又は 10 年以上在任した者、その他特別の事情ありと認めた者に対して、退任時の俸給月額の 60 箇月分を上限として、理事会の決議を経て支給することができる。
- ただし、理事長については、別に定めるものとする。
- 第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

1. この規程は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は平成 14 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

1. この規程は平成 26 年 12 月 6 日から施行し、平成 26 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

1. この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は令和 5 年 12 月 16 日から施行する。